特集

第24回参議院議員通常選挙

The 24th member of the House of Councilors ordinary election

選挙は、私たちの意見を政治に反映させるための大切な手段であり、最も重要な権利のひとつです。必ず投票しましょう。投票日に投票に行けない人は、期日前投票や不在者投票をご利用ください。ルールを守り、明るくきれいな選挙を実現しましょう。

今回から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます

法律の改正により、選挙権年齢がこれまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。

少子高齢化が進むなかで未来の日本に生きていく若い世代の人に、未来の日本のあり方を決める政治に関与してもらいたい、若い世代の意見がもっと政治に反映されるようにしたいという意図から、より多くの若い人たちが選挙で投票できるようにするものです。

総務省では、18歳選挙の特設ページを開設し、若い世代のみなさんが選挙や政治について考えるきっかけづくりを行なっています。

▲女優　広瀬すずさんからのメッセージ（YouTube のページが開きます）

出典　総務省ホームページ（http://wwwsoumu.go.jp/18senkyo/）

総務省　18歳選挙　検索

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票に行けない人が、投票日の前に投票ができる制度です。

期間　公示日の翌日から投票日の前日まで

時間　午前8時30分から午後8時まで

場所
- 越前町役場
- 宮崎コミュニティセンター
- 越前コミュニティセンター
- 織田コミュニティセンター

※期日前投票は、4投票所どこでも投票できます。
※本人確認のため、投票所へは各自の入場券（入場券が届くまでに期日前投票をされる人は、免許証、保険証など）をご持参ください。
※期間は、町ホームページ、または、各自の入場券でご確認ください。

投票時間・投票所

時間　午前7時から午後8時まで（※印の投票所は午後7時まで）

場所　町内26投票所（投票所は、各自の入場券に記載されています。）

第1投票所	越前町生涯学習センター
第2投票所	朝日中学校陽光館
第3投票所	朝日小学校
第4投票所	朝日南保育所
第5投票所	常磐小学校
第6投票所	朝日農村環境改善サブセンター
第7投票所	朝日西保育所
第8投票所	奥糸生集会施設
第9投票所	宮崎コミュニティセンター
第10投票所	小曽原保育所
第11投票所	陶の谷保育所
第12投票所	宮崎中学校
第13投票所	すいせん研修館（※）
第14投票所	玉川地区集会施設
第15投票所	越前サブコミュニティセンター
第16投票所	新保地区集会施設
第17投票所	小樟地区集会施設
第18投票所	厨地区集会施設
第19投票所	白浜地区集会施設
第20投票所	米ノ地区集会施設
第21投票所	織田コミュニティセンター
第22投票所	平等婦人の家
第23投票所	山中児童館
第24投票所	萩野生活改善センター
第25投票所	笈松集落センター（※）
第26投票所	上戸集落センター（※）

重要なお知らせ

第3投票所が朝日北保育所から朝日小学校に変更になりますのでご注意ください。

不在者投票

長期の出張や入院・入所などで投票所での投票ができない人が、出張先や指定病院・老人ホームなどで投票日の前に投票ができる制度です。

●越前町以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

出張先など越前町以外の市区町村で不在者投票を行う場合は、次の方法で行ないます。

①「期日前投票不在者投票宣誓書兼請求書」により、越前町の選挙管理員会の委員長に対して、投票用紙などの交付を請求してください。

②請求後、「投票用紙・投票用内封筒・投票用外封筒・不在者投票証明書」が交付（郵送）されますので、これらを出張先などの市区町村の選挙管理委員会に持参して投票を行ってください。

※不在者投票証明書の入っている封筒は、開封すると投票できなくなりますので、絶対に開封しないでください。

●不在者投票指定施設における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院している人は、その施設内で不在者投票ができます。病院または老人ホームなどの施設の職員に不在者投票をしたい旨を申し出てください。

●郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証の交付を受けている人は、障がい、要介護の程度により自宅で郵便による投票ができます。

詳しくは、町ホームページをご覧いただくか、または、選挙管理委員会までお問い合わせください。

問合せ先　越前町選挙管理委員会　☎34-8700（総務課内）